

日本JC事業賠償責任保険について

1. この保険の補償内容

日本国内及び海外において、日本青年会議所及び会員会議所の主催・共催する行事開催中に生ずる偶然の事故及びその行事において提供した飲食物によって生ずる偶然の事故、又は事業遂行上、会議所が第三者より有料貸借にて保管管理中の物に生ずる偶然の事故等で、他人の生命もしくは身体又は財物に損害を与えたことにより、日本青年会議所及び会員会議所が法律上の賠償責任を負うことによって被る損害賠償金の損失を補償します。

◆上記の他人とは、

- ①NOM、LOMの主催・共催する行事に、単に参加者として参加するJC会員
 - ②一般の行事参加者（JCメンバーの家族・インストラクターを含む）
 - ③観覧者
 - ④JC会員でないボランティアの方
- ※当該行事の主体者となるJC会員は他人ではありません。

◆保険金の内訳

- ①損害賠償金
 - ②損害防止費用
 - ③権利保全行使費用
 - ④緊急措置費用
 - ⑤協力費用
 - ⑥争訟費用
- ※通常の傷害保険とは異なります。

◆被保険者

日本青年会議所及び会員会議所の事業主催者、責任者及び指導者とし、保険事故が発生した際、保険会社に保険金を請求し、これを受け取る権利を有します。

※JC会員個人のリスクはお支払対象とはなりません。

◆保険料

会員会議所等の保険料負担はありません。

LOMサービスの一環として(公社)日本青年会議所が全額を負担いたします。

2. この保険の仕組み（保険金額・免責）

<国内>

特別約款	補償区分	てん補限度額(千円)			免責金額(千円)
		一事故につき	1名につき	保険期間中	
施設所有者 管理者	身体	1,000,000	200,000		0
	財物	1,000,000			0
生産物	身体	1,000,000	200,000	1,000,000	0
	財物	1,000,000			0
受託物※	財物	10,000		10,000	100

※他人の財物を有償で受託したもの

<海外>

日本青年会議所（地区、ブロックを含む）の主催・共催する海外での行事の場合が対象です。

会員会議所が単独で行なう海外事業は対象外ですのでご注意ください。

食中毒危険、受託管理物（1事故50万円限度）も対象に含まれます。

特別約款	補償区分	てん補限度額(千円)			免責金額(千円)
		一事故につき	1名につき	保険期間中	
海外CGL※	身体・財物 共通	100,000	20,000	100,000	0

※CGLとは Comprehensive General Liability Insurance Coverage Part（総合賠償責任保険）の略称であり、身体障害・物的損害事故を包括的にカバーする保険です。国内同様に1つの保険証券で、施設所有（管理）者・生産物・受託物の対象となる事故を包括的にカバーしています。

3. この保険の対象となる行事の条件

日本青年会議所または会員会議所が予め承認した全ての事業とし、客観的に証する書類を必要とします。
2007年度より「日本JC事業賠償保険用報告用紙」の提出は不要となっております。

4. この保険の有効期間

2025年1月1日午後4時から2028年1月1日午後4時までの3年間
(2025年1月1日から2026年1月1日は第1保険年度になります。)

5. 問い合わせ

この保険の内容につきまして、ご不明な点は下記までご連絡ください。

日本JC事業賠償責任保険担当窓口

株第一成和事務所 担当 蟻名（エビナ）・熊谷（クマガイ）

TEL 03-5645-1071 FAX 03-3663-8577

日本総合保険企画（株） 担当 永岑（カガミ）

TEL 0877-33-0111 FAX 0877-33-4405

日商保険コンサルティング（株） 担当 柏原（カツハラ）

TEL 0942-34-3311 FAX 0942-39-8561

6. 事故発生の際の対応

ホームページ掲載の、お近くの保険部会メンバーに事故内容の報告をして指示を受けてください。

《ご注意》

本保険制度は、賠償事故に対する保険です。法律上の賠償責任が発生しない事故に対しては、保険金が支払われません。

単なる傷害（ケガ）事故でも補償が必要な場合は、別途「傷害保険」に加入する必要があります。

Q&A

Q1) この保険には、あらためて行事ごとに加入手続きが必要ですか？

A1) 不要です

LOM サービスの一環として日本青年会議所が保険料全額負担しております。

ただし、LOM が単独で行う海外事業は対象外ですのでご注意ください。

Q2) この保険には、NOM、LOM のメンバーのケガに対する補償はありますか？

A2) ありません

この保険は傷害保険ではなく賠償責任保険です。NOM,LOM が加害者となり法律上の賠償責任を負うことによって被る損害賠償責任の損失を補償するものです。

Q3) 補償対象となる事故の場合、損害賠償金として全額補償されますか？

A3) されないケースもあります

被害者の方に過失がある場合、その分過失相殺されます。

Q4) 被害者との示談代行はありますか？

A4) ありません

被害者の方との直接示談代行はできません。ただし、事故解決に向けたご相談、アドバイスはさせていただきます。

Q5) 行事のために無償で受託した（借りた）物に対する補償はありますか？

A5) ありません

有償にて受託した（借りた）物に対する補償はあります。ただし、自己負担額が 100 千円となっております。ご注意ください。

Q6) 行事をするために借用した建物に損傷をあたえてしまった場合の補償はありますか？

A6) あります

建物およびそれに付随する什器、備品が対象となります。ただし、自己負担額が 100 千円となっております。また、建物を伴わない広場などの土地スペースは対象外となります。ご注意ください。

Q7) 主催・共催団体に名を連ねる行事でないと補償対象となりませんか？

A7) そんなことはありません。補償対象となるケースもあります

企画立案の段階より携わり実質的な主催・共催者であると判断されれば補償対象の行事と解釈します。

Q8) 管理財物という免責条項（補償対象外）とは？

A8) 行事事業遂行する対象物に対する損害は免責条項（補償対象外）に該当し、保険金がお支払いできません。

例) 清掃活動行事において、清掃（窓ふき）するガラス自体を破損させた場合、行事事業遂行する対象物として免責条項に該当しますので保険金がお支払いできません。

事故事例集

No.	事故日	担保種類・略称	支払保険金 (円)	事故内容
1	2022. 8. 21	借用施設	105,920	借用したホテルの金屏風を破損させて修理不能。時価額で弁償。
2	2021. 11. 28	受託者賠償	97,340	会場で借用したプロジェクターのレンズを溶かした。
3	2021. 10. 16	受託者賠償	902,185	主催事業で借用した倉庫のシャッターの下に搬入物を置いたまま閉めたため シャッターが歪んだ
4	2021. 9. 17	業務遂行賠償	68,000	自動車に通常総会で使用する看板等を詰め込んでいた際に、F ガラスを破損させた。
5	2020. 10. 5	受託者賠償	720,600	花火大会で前日から設営をした際に借りた座卓が降雨で反ってしまった
6	2019. 11. 4	業務遂行賠償	112,750	例会海上で椅子・テント・看板を倉庫から出す際にシャッターを破損させた
7	2019. 9. 29	業務遂行賠償	103,659	ゴミ拾いボランティアの最中に幌が風で倒れ近くの駐車車両に傷つける
8	2019. 7. 6	業務遂行賠償	44,630	主催者事業で急遽駐車場として借用した工事現場で参加者が側溝に転 落し足を負傷した
9	2019. 5. 12	受託者賠償	608,000	借用テントが飛散して破損した
10	2019. 4. 27	業務遂行賠償	302,356	主催イベントでテントが飛散し駐車車両に傷を付けた
11	2018. 8. 26	業務遂行賠償	13,780	竿灯を倒してしまい、沿道の見物人に当たりケガを負わせた
12	2018. 7. 16	借用施設	204,992	借用した施設の床を汚損させた
13	2018. 2. 11	受託者賠償	1,697,941	雪まつり設営解体中に借りた Yunbo を破損させた
14	2017. 4. 8	受託者賠償	289,494	テントの設営管理が悪く強風により飛散させてしまい、車両を破損させた
15	2017. 2. 4	業務遂行賠償	52,459	前方不注意により手動除雪機に男児を巻き込みケガを負わせた

2024年11月26日現在

日本JC事業賠償責任保険仕様書

施設賠	①施設所有（管理）者責任、および業務遂行危険担保 ②漏水担保 ③来訪者財物損害担保 ④借用イベント施設損壊担保	<input type="radio"/> 1事故・期間中1,000万円限度。 <input type="radio"/> 1事故てん補限度額5,000万円。免責1事故10万円。
生産物	①飲食物提供における食中毒等を担保 ②行事（仕事）の結果責任を担保 ③追加記名被保険者特約 ④生産物自体の損害	<input type="radio"/> 全会員会議所のリスト添付要。 <input type="radio"/> てん補限度額は1事故・保険期間中1,000万円。
受託物	①行事のために有償にて受託した物への賠償責任担保 ②行事のために受託したもの内、動物・植物も担保 ③漏水担保（受託者用）	<input type="radio"/> てん補限度額は1,000万円。免責1事故10万円。
共通	①身体障害および財物損壊担保 ②保険料確定特約 ③共通てん補限度額 ④追加記名被保険者特約 ⑥人格権侵害担保 ⑦広告宣伝活動による権利侵害担保 ⑧被害者治療費等担保 ⑨使用不能損害拡張担保 ⑩初期対応費用担保 ⑪訴訟対応費用担保	<input type="radio"/> ただし、受託者については財物損壊のみ。 <input type="radio"/> ただし、直近把握可能な決算データの提出により年払保険料を領収。 <input type="radio"/> 証券総てん補限度額10億円。 施設所有（管理）者、生産物について 1名2億円、1事故10億円、期間中10億円、免責0万円。 受託者については1事故保険期間中1,000万円限度。 <input type="radio"/> 全会員会議所のリスト添付要。 <input type="radio"/> 1名100万円、1事故1,000万円、保険期間中1,000万円。 <input type="radio"/> 1名100万円、1事故1,000万円、保険期間中1,000万円。 <input type="radio"/> 死亡・後遺障害 1名50万円、1事故1,000万円、保険期間中1,000万円。 入院 1名10万円、1事故1,000万円、保険期間中1,000万円。 <input type="radio"/> 1事故100万円、保険期間中1,000万円。 <input type="radio"/> 1事故100万円、保険期間中1,000万円。 <input type="radio"/> 1事故100万円、保険期間中1,000万円。

その他仕様	<p>(1) 今回適用させていただくMS L P約款では以下の通り定めております。 「会員は使用人には該当しない」との整理をさせていただきます。逆に、被保険者には該当しないため、会員個人のリスクについてのお支払対象となりません。</p> <p><MS L P約款抜粋></p> <p>被保険者の範囲)</p> <p>第1条 この保険契約において、被保険者とは次の者をいいます。ただし、責任無能力者を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険証券に記載された記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。） (2) 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関（ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。） (3) 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員（ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。） (4) 記名被保険者の使用人（ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。） <p>(2) 賠償責任保険ですので示談代行は行えませんが、事故解決に向けたご相談、アドバイスはしっかりと実施させていただきます。</p>
CGL	<p>被保険者は日本青年会議所。追加被保険者として全会員青年会議所。</p> <p>追加被保険者特約であり、会員青年会議所が単独で行う海外事業については対象外。</p> <p>追加記名被保険者特約とする場合には、海外事業を行う会員会議所の海外事業費が必要となります。</p>

公益社団法人 日本青年会議所 JC保険 事故対応一覧

NO	事故日	JC名	種目	支払保険金	支払日	事故内容
1	2019/2/9	恵庭 (北海道)	施賠	3,408,516	5月20日	主催事業の雪んこまつりにおいて、 ①有料で馬そりに来場者を乗せていた際に馬が暴走し乗客がケガを負った。 ②会場内に12店舗の飲食店ブースを展開していた際に、JCメンバーが100Vの発電機に200Vの電流を通したためオーバーヒートが発生し数店舗の器具等に損害を与えた。 ③借りたテントの足に除雪機がぶつかり破損させた。
2	2019/4/27	新潟	施賠	302,356	7月23日	主催イベントでテントが飛散し駐車車両に傷を受けた
3	2019/5/11	可児	受賠	608,000	9月9日	借用テントが飛散して破損した
4	2019/5/20	鎌ヶ谷	受託賠	免責金額内		主催のチャリティーゴルフ大会でメンバーが運転のカートが他カートと接触し自車が損傷。※修理代6万円で免責10万円内
5	2019/6/23	加古川	借用施賠	免責金額内		ホテルの金屏風を破損させた。修理費2~3万円、免責10万円を通知。
6	2019/7/6	近畿地区	施賠	44,630	9月19日	主催者事業で急遽駐車場として借用した工事現場で参加者が側溝に転落し足を負傷した。
7	2019/9/29	須賀川	施賠	103,659	11月20日	ゴミ拾いボランティアの最中に轍が風で倒れ近くの駐車車両に傷つける
8	2019/11/4	綾部	施賠	112,750	12月18日	例会会場で椅子・テント・看板を倉庫から出す際にシャッターを破損した
9	2019/11/30	あきるの	施賠	賠償義務なし		花火大会で2,000発の花火を打ち上げた際にそばの牛舎の牛がショック死した
10	2020/10/5	徳島	受託	720,600	7月9日	花火大会で前日から設営をした際に借りた座卓が降雨で反ってしまった
11	2020/9/5	愛知ブロック	借用施設	免責金額内		例会で使用の施設の壁に貼ってあったポスターをはがした際に壁紙を破損 修理見積約7万の為、免責金額10万円内
12	2020/11/28	北陸信越地区協議会	受託	197,340	7月3日	会場で借用したプロジェクターのレンズを溶かした
13	2022/4/23	笠間	受託	賠償義務なし		市から無償で借りたテントが風で飛散しパイプが折れた修理費用。 ⇒無償で借りた場合は免責を通知。
14	2022/8/21	宇部	借用施設	105,920	9月27日	借用したホテルの金屏風を破損させて修理不能。時価額で弁償。
15	2022/10/16	八王子	借用施設	免責金額内		高尾ミュージアム1Fホールで液晶テレビを設置しようとした際モニュメントの木製の鳥に接触し破損させる
16	2023/6/22	俱知安	施賠	賠償義務なし		JC交流大会の綱引きで参加者がケガをした。 主催側の落ち度無しのため、対象外
合計			5,603,771			

公益社団法人 日本青年会議所 JC保険相談

NO	相談日	JC名	相談内容
1	2024年1月24日	長野	4日間のイベント開催中に設置したままの照明器具が盗難にあった場合の保険適用はされるか。放置に近ければ必然性が高いため補償は難しいと回答。
2	2024年2月29日	日光	運動会を開催する際の参加差のけがの補償 傷害保険は別でかけてください。 スポーツ中のケガさせたは賠償になりえないケースが多い
3	2024年3月1日	尼崎	事業でサップボートを有償で借りるが対象となるか？ →対象と回答
4	2024年5月10日	徳島	賠償は主催者側に法律上の賠償義務があった際に一般的には対応する。飲食提供参加事業者にはPL保険加入条件が望ましいと説明。賠償以外での怪我は別途傷害保険(レク)の検討を紹介。
5	2024年6月17日	千葉	主催イベント毎の加入手続きは不要。
6	2024年6月25日	豊中	賠償のみ対象 傷害保険は別でかけてください。
7	2024年7月31日	井原市	賠償のみ対象 傷害保険は別でかけてください。
8	2024年8月29日	長浜	イベントでキッチンカーを呼んだ際に、メンバーが誘導したら木の枝にこすり車体に傷がついた。→自動車の運転は最終的にドライバーの責任であるため対象外。
9	2024年9月11日	八潮	花火大会は対象になるか、また、その際の受託賠償について。 →花火師の職業賠が優先。受託は有償が条件で免責10万円です。
10	2024年10月1日	吉野川	例会でバス4台に分乗せ4カ所を巡るツアーを企画、対象となるか？ →主催者責任を伴う場合のみ対象と説明